

平成27年4月版 建築改修工事特記仕様書 宮城県土木部登録				
設計審査	当番課長	技術補佐(総括)	班長	班員
宮城県土木部登録				

特記仕様書

1 工事概要
2 工事場所
3 用途地域等
4 主要用途
5 敷地面積
6 工事の概要

7 別途工事

8 その他

9 特記仕様書の範囲
特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の○印のもので構成する。
○ 構造特記仕様書 ○ 外構工事特記仕様書 ○ 植栽工事特記仕様書
○ 解体工事特記仕様書 ○ 電気設備工事特記仕様書 ○ 機械設備工事特記仕様書

10 建築工事仕様

1. 共通仕様
面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁登録部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(平成25年版) [平成26年3月改定] (以下、「改修標準仕様書」という。)による。ただし、「改修標準仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築改修標準仕様書(平成25年版) [平成26年3月改定] (以下、「標準仕様書」という。))及び「建築物解体工事共通仕様書(平成24年版) (以下「解体共通仕様書」という。))による。
2. 特記仕様
1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のつかなかった場合は※印のついたものを適用する。○印と※印のついた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の○、()、及び[]内の表示番号は、それぞれ「改修標準仕様書」、「標準仕様書」及び「解体共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

11 項目

1 一般事項	○ 工事中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ○ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。 ○ 施工体系図を提出すること。 ○ 工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況(地盤、擁壁、内外壁、床、建具等)を調査・記録し、報告書を監督職員に提出すること。 調査範囲 ※ 図示
2 適用基準等	○ 建設工事執行規則(昭和39年3月宮城県規則第9号) ○ 宮城県建設工事令(平成27年4月1日施行) ○ 建築工事標準仕様書(国土交通大臣官房官庁登録部監修 平成22年版) ○ 宮城県建築工事写真撮影要領(宮城県土木部制定 平成12年版)及び工事写真の撮り方(建築) 第2編 工事写真の撮り方(国土交通大臣官房官庁登録部監修)
3 概成工期	工事工期より 日 前 (1.1.2)
4 工事実績情報(CORINS)の登録	※ 適用する(請負精算額が500万円以上の場合) (1.1.4) ※ 受注時、変更時及び工事完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後及び工事完成後の10日以内に登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。 ※ 適用しない
5 養生材の処理等	養生材の処理 (1.3.8) ・ 引渡しを要するもの () ・ 特別管理産業廃棄物 () ・ 受入れ施設名・所在地 (km) () ・ 現場において再利用を留めるもの () ・ 再生資源化を図るもの () 種 類 受 入 施 設 名 所 在 地 (Km) 備 考 ・ コンクリート塊 () ・ アスファルト () ・ コンクリート塊 () ・ 建設発生木材 () ・ コンクリートから成る建設資材 ()
6 その他の廃棄物(安定型)	種 類 受 入 施 設 名 所 在 地 (Km) 備 考

種 類	受 入 施 設 名	所 在 地 (Km)	備 考
-----	-----------	------------	-----

上記の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。
また、処理、処分が先に立ち処理場等の受入の有無を確認すること。
POB(ポリ塩化ビニール)含有機器 ・ 有(数量は図示) [5.4.3]
POB含有シーリング材 ・ 有(施工箇所は図示) [5.4.4]

アスベストの処理
吹き付けアスベスト除去工事 ・ 有(図示) ・ 無
受け入れ施設名・所在地(km) ()
アスベスト含有保温材除去工事 ・ 有(図示) ・ 無
受け入れ施設名・所在地(km) ()
アスベスト成形板除去工事 ・ 有(図示) ・ 無
受け入れ施設名・所在地(km) ()
ヒ素又はカドミウム含有石膏ボードの処理
ヒ素又はカドミウムボード ・ 有(図示) ・ 無
次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。
<対象となる石膏ボード>
小倉浜野村(株) いわき工場 昭和48年10月～平成9年4月の間に製造されたもの
日東石膏ボード(株) 八戸工場 平成4年10月～平成9年4月の間に製造されたもの
指定する処分場
【名称】 所在地(km) 】

⑤ 電気保安 ※ 適用しない (1.3.3)
⑥ 事故報告 (1.3.10)
⑦ 建築材料等 (1.4.2)

材料の品質等
※ 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にJIS又はJASのマークの表示がある場合を除いて監督職員の承認を受ける。
特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。

環境への配慮 (1.4.1)
※ 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては、「県有危険物のシックハラスマニュアル」に留意し、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
※ ホルムアルデヒド仕様
使用する材料のホルムアルデヒド仕様は以下のとおりとする。
ホルムアルデヒド放散量 規制対象外の場合
適用する建築材料
1) JIS及びJASのF☆☆☆☆品
2) 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
3) 次の表示のあるJAS適合品
a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
b. 接着剤等不使用
c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用
d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用

9 室内の空気中の化学物質濃度の測定 (1.6.9)
※ ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定 (1.6.9) (1.5.9)
※ 試験採取及び測定は、厚生労働省の「室内空気中化学物質の採取方法及び測定方法」の新築住宅の例に準拠するほか、拡散方式ではサンプリング装置の定める様により行う。
測定対象物質 ※ 44A7F7 t* (濃度指針値 100 µg/m³、0.08 ppm)
※ 44F1N (濃度指針値 220 µg/m³、0.05 ppm)
※ 44N (濃度指針値 260 µg/m³、0.07 ppm)
※ 44F1N/2 (濃度指針値 3,800 µg/m³、0.88 ppm)
※ 44N (濃度指針値 870 µg/m³、0.20 ppm)
測定する室等: ()

採取方法: 吸引方式又は拡散方式とし、拡散方式では8時間採取する。
測定結果等報告書の提出
次の事項を記載した報告書を2部提出する。
・ 測定結果
・ 試験採取時の状況(気温・湿度(室外・室内)、天候、風の状況、日射入状況、測定年月日・時間、窓の開閉状況、機械換気装置、工事完成時から測定日までの日数)
・ 試験採取方法、測定方法、使用した測定機器

測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合は、引渡しは受けない。
・ 総揮発性有機化合物の測定
測定方法、測定物質及び測定場所等については、末尾に定める総揮発性有機化合物測定仕様による。
⑧ 室内VOC濃度の測定結果に関する書面の当該施設への提示については、施設管理者に依頼する。

10 特別な材料の工法
「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。

種 類	受 入 施 設 名	所 在 地 (Km)	備 考
-----	-----------	------------	-----

12. 設計GL
1 施工調査
② 技能士

調査項目	調査範囲	調査方法	成果品
------	------	------	-----

③ 仮設間仕切り
④ 監督職員事務所
⑤ 工事用水
⑥ 工事用電力
⑦ 工事用道路
12. その他の仮設

1. 防水
改修工法の種別 (3.1.4)<(3.3.3)<(表3.1.1)<(表3.3.3~10)<
新規防水層の種類 改修工法の種類 施工箇所
・ E-1 屋内(便所・浴室)
アスファルトの種類 JIS K2207のJIS表示認証製品 ※3種 (3.2.2)
施工程序 ・ 設ける ・ 設けない (3.3.3)
種 類 ・ 平面部脱型型 ・ 立ち上がり部脱型型
施工業者 防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

2. 伸縮調整目地
改修工法の種別 (3.2.2)<(3.3.5)<
成型伸縮目地(天端 EPトゴム、サイド プレブルゴム)

3. 改質アスファルト防水
改修工法の種別 (3.1.4)<(3.4.3)<(表3.1.1)<(表3.4.1~3)<
新規防水層の種類 改修工法の種類 施工箇所 仕上塗料
・ AS-1 ※ カラー
・ AS-1-1 シルバー

4. 合成高分子系ルーフィングシート防水
改修工法の種別 (3.1.4)<(3.5.3)<(表3.1.1)<(表3.5.1~2)<
新規防水層の種類 改修工法の種類 施工箇所 仕上塗料
・ S-F ※ カラー
・ S-M
・ S-I シルバー

5. 塗膜防水
改修工法の種別 (3.1.4)<(3.6.3)<(表3.1.1)<(表3.6.1~2)<
新規防水層の種類 改修工法の種類 施工箇所 仕上塗料
・ X-1 ※ カラー
・ X-2
・ Y-2 シルバー

6. シーリング材料及び施工箇所
改修工法の種別 (3.6.3)<
施工程序 ・ 設ける ・ 設けない (3.6.3)
種 類 ・ 平面部脱型型 ・ 立ち上がり部脱型型
施工業者 防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

7. シーリング改修工法
改修工法の種別 (3.1.4)<(3.7.4)<(表3.1.2)<
改修工法の種類 施工箇所
・ シーリング充てん工法
・ シーリング再充てん工法
・ 補修シーリング充てん工法
・ フリッジ工法

8. 防 霰
材 種 類 防 霰
・ 防振用鋼管(SGP) ※ (表3.8.3~4)による
・ 硬質塩化ビニル管(VP) ※ (表3.8.3~4)による
・ 特記無き限り既存の扱い受け金物を使用する。
銅管製といひの防震巻き ※ (表3.8.5)による。

2 仮囲い ※ 設ける ・ 設けない
仮囲いの位置及び延長は図示による。
・ 方眼鋼板(H) ・ 波形鉄板(H) ・ 単管シート(H) ・
・ シート板(日×W=) × 箇所
⑧ 交通誘導員
・ 配置する(日×W=) × 箇所 ※ 配置しない

3 ③ 掃帚機械器具
・ トラッククレーン(t吊り) × 日
・ (t吊り) × 日

4 ④ 工事表示板
※ 設置する(設置枚数 1枚) ・ 設置しない
仮設工事における工事及びスコア表示資材(平成14年2月6日宮城県土木部登録)による。

5 ⑤ 足場その他
内部足場 ※ 脚立、足場板等 (2.2.1)
外部足場 ※ A種 ・ B種 ・ C種 (表2.2.1)
・ D種 ・ E種
防護シート ※ 設ける ・ 設けない
材料の運搬 ※ A種 ・ B種 ・ C種 (表2.2.2)
・ D種 ※ E種

6 ⑥ 養生
足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年10月策定)」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の積立等に関する基準」及び「敷きやすひ安心感のある足場に関する基準」によること。
家具の移動 ・ 行う(図示) ・ 行わない (2.3.1)
既存ブランド・カーテン等の養生及びび保管 ※ 行わない
養生の方法 ・ 行う
保管場所

7 ⑦ 仮設間仕切り
・ 設ける(図示) ・ A種 ・ B種 ※ C種 (2.3.2)<(表2.3.1)<

8 ⑧ 監督職員事務所
※ 設けない(規模 ㎡程度 請負業者所と同様 ・ 可 ・ 否) (2.4.1)
備品

9 ⑨ 工事用水
・ 利用できる(※有償・無償) ※ 利用できない
10 ⑩ 工事用電力
・ 利用できる(※有償・無償) ※ 利用できない
※ 溶接などの消費電力の大きな機器を除く

11 ⑪ 工事用道路
※ 指定しない ・ 指定する(図示)

12. ⑫ その他の仮設

1. 防水
改修工法の種別 (3.1.4)<(3.3.3)<(表3.1.1)<(表3.3.3~10)<
新規防水層の種類 改修工法の種類 施工箇所
・ E-1 屋内(便所・浴室)
アスファルトの種類 JIS K2207のJIS表示認証製品 ※3種 (3.2.2)
施工程序 ・ 設ける ・ 設けない (3.3.3)
種 類 ・ 平面部脱型型 ・ 立ち上がり部脱型型
施工業者 防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

2. 伸縮調整目地
改修工法の種別 (3.2.2)<(3.3.5)<
成型伸縮目地(天端 EPトゴム、サイド プレブルゴム)

3. 改質アスファルト防水
改修工法の種別 (3.1.4)<(3.4.3)<(表3.1.1)<(表3.4.1~3)<
新規防水層の種類 改修工法の種類 施工箇所 仕上塗料
・ AS-1 ※ カラー
・ AS-1-1 シルバー

4. 合成高分子系ルーフィングシート防水
改修工法の種別 (3.1.4)<(3.5.3)<(表3.1.1)<(表3.5.1~2)<
新規防水層の種類 改修工法の種類 施工箇所 仕上塗料
・ S-F ※ カラー
・ S-M
・ S-I シルバー

5. 塗膜防水
改修工法の種別 (3.1.4)<(3.6.3)<(表3.1.1)<(表3.6.1~2)<
新規防水層の種類 改修工法の種類 施工箇所 仕上塗料
・ X-1 ※ カラー
・ X-2
・ Y-2 シルバー

6. シーリング材料及び施工箇所
改修工法の種別 (3.6.3)<
施工程序 ・ 設ける ・ 設けない (3.6.3)
種 類 ・ 平面部脱型型 ・ 立ち上がり部脱型型
施工業者 防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

7. シーリング改修工法
改修工法の種別 (3.1.4)<(3.7.4)<(表3.1.2)<
改修工法の種類 施工箇所
・ シーリング充てん工法
・ シーリング再充てん工法
・ 補修シーリング充てん工法
・ フリッジ工法

8. 防 霰
材 種 類 防 霰
・ 防振用鋼管(SGP) ※ (表3.8.3~4)による
・ 硬質塩化ビニル管(VP) ※ (表3.8.3~4)による
・ 特記無き限り既存の扱い受け金物を使用する。
銅管製といひの防震巻き ※ (表3.8.5)による。

3 9 10 11	ルーフトレイン アルミニウム製窓木 防水改修工事 防水保証	※ 鋸鉄製 ※ 横型	〈3.8.2〉〈表3.8.2〉	4 外 壁 改 修 工 事	3. 浮き部改修	・ モルタル塗り仕上げ	〈4.4.4〉〈4.4.8~15〉																								
		部材の種類	〈3.9.2〉〈表3.9.1〉			工 法	1箇所 の面積 (㎡)	浮き代 (mm)	アンカーピン (本/㎡)	注入口 (個/㎡)	延べ面積 (㎡)																				
		・ 押出 250形	・ 押出 300形			・ 押出 350形	・ 一般部	・ 指定部	・ 一般部	・ 指定部	・ 一般部	・ 指定部																			
		・ 振付折曲げ 付属部品の材料、角各部並びに突当り部等の役物は、笠木本体製作所の仕様による。	表面処理			※ B-1種	・ B-2種	〈3.9.2〉〈表5.2.2〉	・ アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	0.25 未満	1.0 以下	※15	※12	※12	※12	※12	※12														
		・ アスファルト防水、改質アスファルトシート防水及び合成高分子系ルーフィングシート防水の保証期間は、引渡しの日から10年間とし、メーカー・施工業者との連名のうえ、保証書を提出する。 ・ 塗膜防水及びケイ酸系塗布防水については、メーカー・施工業者が通常定めている期間とし、保証書を作成し提出する。	・ コンクリート打放し仕上げ			工 法	材 料	ひび割れの幅 (mm)	延べ長さ (m)	・ パナ状エポキシ樹脂 可とう性エポキシ樹脂	0.2未満	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満											
		・ シール工法	※ パナ状エポキシ樹脂 可とう性エポキシ樹脂			0.2未満	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満	・ 硬質形エポキシ樹脂 軟質形エポキシ樹脂	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満	・ シーリング材PU-2 可とう性エポキシ樹脂	1.0~1.5未満	1.5~2.0未満	1.0~1.5未満	1.5~2.0未満	1.0~1.5未満	1.5~2.0未満											
		・ リカットシール 材充てん工法	※ 可とう性エポキシ樹脂			0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満	・ シーリング材PU-2 可とう性エポキシ樹脂	1.0~1.5未満	1.5~2.0未満	1.0~1.5未満	1.5~2.0未満	・ モルタル塗り仕上げ	工 法	材 料	ひび割れの幅 (mm)	延べ長さ (m)	・ パナ状エポキシ樹脂 可とう性エポキシ樹脂	0.2未満	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満					
		・ タイル張り仕上げ	工 法			材 料	ひび割れの幅 (mm)	延べ長さ (m)	・ パナ状エポキシ樹脂 可とう性エポキシ樹脂	0.2未満	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満	・ シーリング材PU-2 可とう性エポキシ樹脂	1.0~1.5未満	1.5~2.0未満	1.0~1.5未満	1.5~2.0未満	・ モルタル塗り仕上げ	工 法	材 料	ひび割れの幅 (mm)	延べ長さ (m)	・ パナ状エポキシ樹脂 可とう性エポキシ樹脂	0.2未満	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満
		・ シール工法	※ パナ状エポキシ樹脂 可とう性エポキシ樹脂			0.2未満	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満	・ 硬質形エポキシ樹脂 軟質形エポキシ樹脂	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満	・ シーリング材PU-2 可とう性エポキシ樹脂	1.0~1.5未満	1.5~2.0未満	1.0~1.5未満	1.5~2.0未満	・ タイル張り仕上げ	工 法	材 料	ひび割れの幅 (mm)	延べ長さ (m)	・ パナ状エポキシ樹脂 可とう性エポキシ樹脂	0.2未満	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満
		・ 樹脂注入工法	※ 硬質形エポキシ樹脂 軟質形エポキシ樹脂			0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満	・ シーリング材PU-2 可とう性エポキシ樹脂	1.0~1.5未満	1.5~2.0未満	1.0~1.5未満	1.5~2.0未満	・ タイル張り仕上げ	工 法	材 料	ひび割れの幅 (mm)	延べ長さ (m)	・ パナ状エポキシ樹脂 可とう性エポキシ樹脂	0.2未満	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満	0.2~0.3未満	0.3~0.5未満	0.5~1.0未満					

<p>1. 一般事項</p> <p>石綿等の取扱については、大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)(以下、「大防法」という。)及び石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)以下、「石綿則」という。)を遵守すること。</p> <p>再生調査 ・ 行わない ※ 行う (大防法第18条の17により、同法の特定工事に該当するか事前調査を行うこと。調査結果は、図面等に記録し、書面により発注者に説明の上、提出すること。特定工事に該当する場合、発注者は大防法第18条の15による届出書を作成し、監督職員に提出すること。調査の結果、設計図書と異なる場合は監督職員と協議する。)</p> <p>調査事項 ※ アスベスト含有建材等の使用部位 ※ アスベスト含有建材等の種類、厚さ、面積 ※ 施工範囲と工事範囲区分 ※ 排出等作業の方法</p> <p>調査結果を公衆に見やすいよう掲示すること。 ※ 事業場の名称 ※ 調査結果 ※ 建築物等の種類 ※ 調査者及び所属 ※ 調査方法 ※ 調査終了年月日 ※ 発注者からの通知</p> <p>アスベスト含有分析 ・ 行わない ※ 行う (分析結果は監督職員に提出する。)</p> <p>調査箇所 ※ 図示 分析手法 ※ JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有測定法」による。</p> <table border="1"> <tr> <th>材料名</th> <th>定性分析</th> <th>定量分析</th> </tr> <tr> <td></td> <td>(試料数:)</td> <td>(試料数:)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(試料数:)</td> <td>(試料数:)</td> </tr> </table> <p>アスベスト粉じん濃度測定 (9.1.1(e)) ※ 行う (測定する時期・場所等は下表による。) JIS K 3800「繊維状粒子測定方法-第1部-光散乱法及びレーザー顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所(各施工箇所ごと)</th> <th>測定点</th> <th>室名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定1 処理作業前</td> <td>処理作業室内(注1)</td> <td>※2点</td> <td>点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>※2点</td> <td>点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定3 処理作業中</td> <td>処理作業室内(注1)</td> <td>※2点</td> <td>点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>セキユリティゾーン入口(空気の流れを確認)</td> <td>※1点</td> <td>点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>負圧・粉じん装置の排出出口(除じん装置の性能確認)</td> <td>※1点</td> <td>点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定6</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>※2点</td> <td>点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定7 処理作業後</td> <td>処理作業室内</td> <td>※2点</td> <td>点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定8 撤去前</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>※2点</td> <td>点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定9 処理作業後</td> <td>処理作業室内</td> <td>※2点</td> <td>点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定10 撤去後</td> <td></td> <td>※2点</td> <td>点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 周囲状況により上記によりが異なる場合は、監督職員と協議する。</p> <p>(例) アスベスト粉じん濃度測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定点</th> <th>測定1</th> <th>測定2</th> <th>測定3</th> <th>測定4</th> <th>測定5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数計機器</td> <td>位相差・分散顕微鏡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>メンブレンフィルタの直径</td> <td>25mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>47mm</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量</td> <td>1 L/min</td> <td>5 L/min</td> <td></td> <td></td> <td>10 L/min</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間</td> <td>5min</td> <td>120min</td> <td></td> <td></td> <td>240min</td> </tr> <tr> <td>試料の透明化</td> <td>アセトン固定-有機物炭化-屈折率浸透法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計数条件</td> <td>総合倍率4.0倍、アスベスト繊維総数、通常5.0視野</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計数アスベスト</td> <td>幅3µm未満、長さ5µm以上、アスベクト比(長さ/幅)3以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定量限界</td> <td>5.0本/L</td> <td>0.47本/L</td> <td></td> <td></td> <td>0.3本/L</td> </tr> </tbody> </table> <p>記録する項目 ア. 測定結果 イ. 測定時間 ロ. 測定位置 (測定高さとともに図面に記載する。) エ. サンプリング条件 (メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量) オ. マウンティング方法 (メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量) カ. 顕微鏡視野面積、計数視野数 キ. 測定時 (各測定場所ごと)の天候、温度、湿度、外気の風速及び風量 (9.1.1(e))</p> <p>測定機関 都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関</p> <p>施工記録報告書の提出 1. 施工計画書 2. 工事記録及び工事写真 3. 産業廃棄物処理記録(虎石綿) 4. 施工調査等記録(条規施行調査、含有分析、粉じん濃度測定等) 5. 作業者の作業記録、各種健康診断記録、安全衛生教育記録 6. その他必要事項 提出部数 3部作成</p>	材料名	定性分析	定量分析		(試料数:)	(試料数:)		(試料数:)	(試料数:)	適用名称	測定時期	測定場所(各施工箇所ごと)	測定点	室名等	測定1 処理作業前	処理作業室内(注1)	※2点	点		測定2	施工区画周辺又は敷地境界	※2点	点		測定3 処理作業中	処理作業室内(注1)	※2点	点		測定4	セキユリティゾーン入口(空気の流れを確認)	※1点	点		測定5	負圧・粉じん装置の排出出口(除じん装置の性能確認)	※1点	点		測定6	施工区画周辺又は敷地境界	※2点	点		測定7 処理作業後	処理作業室内	※2点	点		測定8 撤去前	施工区画周辺又は敷地境界	※2点	点		測定9 処理作業後	処理作業室内	※2点	点		測定10 撤去後		※2点	点		測定点	測定1	測定2	測定3	測定4	測定5	数計機器	位相差・分散顕微鏡					メンブレンフィルタの直径	25mm				47mm	試料の吸引流量	1 L/min	5 L/min			10 L/min	試料の吸引時間	5min	120min			240min	試料の透明化	アセトン固定-有機物炭化-屈折率浸透法					計数条件	総合倍率4.0倍、アスベスト繊維総数、通常5.0視野					計数アスベスト	幅3µm未満、長さ5µm以上、アスベクト比(長さ/幅)3以上					定量限界	5.0本/L	0.47本/L			0.3本/L	<p>2. 除去工事共通事項</p> <p>専門工事業者 (9.1.2(a)) アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督職員に提出する。</p> <p>作業主任者の選出 (9.1.2(b)) 石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了した者の中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。</p> <p>除去作業者の教育 (9.1.2(c)) 作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けた者とする。また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者と、肺機能に異常のない者とする。</p> <p>特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 (9.1.2(d)) 排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し、選任しなければならない。 ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。</p> <p>表示及び掲示 (9.1.2(f)) 更衣室など見やすい箇所に次の表示及び掲示を行う。 ※ アスベスト作業主任者名と職務内容 ※ 関係者以外立入禁止 ※ 喫煙・飲食の禁止 ※ 「アスベスト除去作業中」の表示 ※ アスベストの有害性 ※ 取り扱いは注意事項 ※ 使用すべき保護具</p> <p>周辺住民の見やすい箇所に以下を表示を行う。 ※ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制装置、曝露防止措置等)」</p> <p>保護具、保護衣 (9.1.2(g)) 作業内容に応じた、呼吸保護具、保護めがねを使用すること。</p> <p>除去したアスベスト含有物の保管、運搬等 (9.1.3(a)×(9.1.4)(d)×(9.1.5(c)) ※ 他の内装材、廃棄物等と分別保管 ※ 保管場所での飛散防止を施す。また、アスベスト成形板を運搬する場合は、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止を施す。 ※ アスベスト等の保管場所である旨の表示を行う。</p> <p>アスベスト含有吹き付け材の除去工事 (9.1.3(b)) ・ 行う (適用範囲・図示) ・ 行わない</p> <p>作業場等の隔離等 (9.1.3(a)) ※ 作業場は以下によるものとし、負圧じん機にて負圧状態により飛散防止すること。 隔離シートの性能 ※ 床面 ※ 0.15mm以上のプラスチックシート等で二重 ※ 壁面 ※ 0.08mm以上のプラスチックシート等 ただし、(一財)日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術(除去)」の審査証明書(以下、「審査証明書」という。)を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督職員の承諾を得ること。</p> <p>セキユリティゾーンの設置 (9.1.3(a)) ※ 下表による 適用 作業名 状態 ※ 更衣室 ※ 更衣ロッカー ※ 新品の保護具 ※ シート ※ 呼吸用保護具保管箱 ※ 洗顔、うがい設備 ※ 洗浄室 負圧 ※ エアシャワー (温水シャワー) ※ 前室 負圧 ※ 高性能真空掃除機 ※ 使用済保護衣保管かご ただし、(一財)日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術(除去)」の審査証明書(以下、「審査証明書」という。)を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督職員の承諾を得ること。</p> <p>除去物及び汚染等 (9.1.3(b)) 処理方法 ※ 密封処理(二重袋梱包) ※ 隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、除じん機フィルタについても密封処理を行う。 ※ セメント固化</p> <p>アスベスト含有保温材の除去工事 (9.1.4) ・ 行う (適用範囲・図示) ・ 行わない</p> <p>養生等 (9.1.4(b)) ※ 養生シート等を用いて区画し、場外への飛散防止を行う。</p> <p>掻き落とし、破壊、切断による除去方法 (9.1.4(c)) ※ 行わない ※ 行う (9.1.3)「アスベスト含有吹き付け材の除去」による)</p> <p>除去工法 (9.1.4(d)) ※ 粉じん飛散抑制剤などにより湿潤化したあとに、手ばらしによること。 ※ 除去物については(9.1.3(b))により、密封処理とする。</p>	<p>5. アスベスト含有成形板の処理 (9.1.5) アスベスト含有成形板の除去工事 ・ 行う (適用範囲・図示) ・ 行わない</p> <p>養生 ※ 作業場は、養生シート等を用いて区画する。</p> <p>除去工法 (9.1.5(b)) ※ 作業場は、散水により湿潤化し、手ばらしによること。 ※ やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で行うこと。 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破壊されたアスベスト含有成形板については、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。</p> <p>9.1.2-1 掘削断熱改修工事 断熱材の打込み及び現場発泡工法 (9.5.2-3) 種類 箇所 厚さ(mm) 備考 ※ ポリスチレンフォーム ※ A種ビーズ法 下記以外 ※ 25 JIS A 9511のJIS表示認証製品 ※ A種押出法 2種b 接地板部分及び基礎防水部分 ※ A種押出法 3種b (スキップ付) ※ ビット内部 ※ 硬質ウレタンフォーム保温材 ※ A種 ※ フォーム ※ A種 ※ フォーム保温材 ※ A種 ※ 吹付け硬質ウレタン ※ A種1 ※ 20 JIS A 9526による難燃性・2級・3級 ※ フォーム保温材</p> <p>※ 施工範囲は建築工事標準詳細図(図7-01-1)による。 上記以外に用いる断熱材 ※ JIS A 発泡プラスチック保温材 ※ A種ビーズ法 下記以外 ※ 25 JIS表示認証製品 ※ A種押出法 2種b 接地板部分及び基礎防水部分 ※ A種押出法 3種b (スキップ付)</p> <p>※ グラスウール保温材 ※ 100 ※ 24K品 ※ グラスウール保温材 ※ 100 ※ 24K品</p> <p>※ グラスウール使用部分の室内側防湿シート ※ 被覆品 ※ 防湿層ポリエチレンフィルム(t0.15)張り (重ね100)</p>	<p>10. 埋戻し及び盛土の種別 (3.2.3)(表3.2.1) A種 ※ B種・C種・D種 C種の場合 発生発生土受入れ量 m³</p> <p>2. 建設発生土の処理 ・ 構外に搬出し適切に処理する。 ・ 構内指示の場所に搬出する。 ・ 受入れ施設名・住所(km) ・ 構内指示の場所に敷きならす。 ・ 構内指示の場所にたいた積する。</p> <p>11. コンクリートブロック構壁及び基礎 (8.3.2)(表8.3.1) ブロックの種類 ※ 空洞ブロック 16 (ただし、設備配管用裏積等は空洞ブロック08とすることができる。)</p>	<p>12. 再生材 (22.1.3) ※ 使用する ・ 使用しない</p> <p>2. 盛土材料 (22.2.3) 路床の盛土材料 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種</p> <p>3. 遮断層及び凍上抑制層材料 (22.2.3) 遮断層 ※ 川砂・海砂又は良質な山砂 凍上抑制層 ※ 再生クラッシュラン ※ 切込砂利又は切込砕石</p> <p>4. 路床土の支持力試験 (CBR) 試験 (22.2.5) ※ 行わない ・ 行う (※ 乱した土 ・ 乱さない土)</p> <p>5. 路床締固め度の試験 (22.2.5) ・ 行わない ※ 行う (箇所: 埋戻し及び盛土部)</p> <p>6. 路盤材料 (表22.3.3) ※ 再生クラッシュラン RC-40 (透水性舗装の場合を除く) ※ クラッシュラン C-40 ※ クラッシュランスラグ CS-40</p> <p>7. 路盤の締固め度の試験 (22.3.5) ※ 行う</p> <p>8. アスファルト舗装 (表22.4.2)(表22.4.4)(表22.4.5) 加酸アスファルト混合物の種類 (22.4.2)(22.4.4)(表22.4.5) 表層 ※ 再生粗粒度アスファルト混合物(1.6) ※ 密粒度アスファルト混合物(1.3) ※ 細粒度アスファルト混合物(1.3) 舗装の厚さは図示による 基層 ※ 再生粗粒度アスファルト混合物(2.0) ※ 粗粒度アスファルト混合物(2.0)</p> <p>アスファルト混合物等の抽出試験 ※ 行わない ・ 行う (22.4.6)</p> <p>9. コンクリート舗装 (表22.5.3) 単独セメント ・ 使用する ※ 使用しない 早接金網 ※ あり ・ なし</p> <p>10. ブロック系舗装 (表22.9.1) ・ コンクリート平板舗装 ※ 砂目地 ※ モルタル目地</p> <p>11. 緑石及び側溝 (21.4.2) 地味の種類 ・ 再生クラッシュラン</p> <p>12. 砂利敷き (22.10.2) ※ A種(通称) ※ B種(建物周辺)</p> <p>13. 区画線 (22.10.2)</p> <p>13. フリーアクセスフロア (20.2.2) 施工場所 工法 仕上り高(mm) 適用地震時水平力(Ks) 耐荷重性能(M) 表面仕上げ ・ 溝工法 (置敷工法) ※ 1.0G ※ 3,000 ・ 支柱一体型バル工法 (置敷工法) ※ 5,000 ・ 支柱分離型バル工法 (独立支柱工法)</p> <p>ポーダー部 ※ 一部分の仕様による ・ 図示による 床表面仕上げ材の品質は標準仕様書19章による。 配線取出し用切り欠きバルは1枚/m²以上とする。 空調用吹き出し(吸い込み)バル ※ なし ※ 有り (※固定式 ・ 可変式) ※ 施工箇所は図示</p> <p>2. 可動間仕切 (ハーベション) (20.2.3) 構造形式による種類 スタッド式(内蔵) 構成材の種類 アルミニウム合金系又はスチール系 バル表面材 焼付塗装鋼板(標準色) t=0.5以上 透音性 36dB/500Hz以上 防火性能 不燃</p> <p>3. 移動間仕切 (スライディングドア) (20.2.4) バルの操作方式による種類 規定しない バル表面材の材質及び仕上げ 製造所仕様(標準色) t=0.5以上 バル圧接装置の操作方式 ハンドル回転式又はワンタッチ上下式 透音性 36dB/500Hz以上 防火性能 不燃 取り付け用と施工アンカー 材質、寸法等は図示又は製造所の仕様による</p> <p>4. トイレブース (20.2.5) 表面材メラミン化粧板(標準色) 幅 木 ステンレス製 H=60 扉 アルミ製 厚40中吊りアルガル形式エッジ。 幅子掛付戸当たり付き</p> <p>5. 階段止り止め (ノンスリッパ) (20.2.6) 材 種 ステンレス(SUS304) ビニールタイヤ入り(幅約35mm)</p> <p>取付け方法 ※ 接着工法 埋込み工法</p> <p>6. 床目地帯 (20.2.7) ステンレスF(SUS304) t=5~6×H12 (床仕上げが異なる場合に設ける。但し、建具部は建具表による。)</p> <p>7. 鏡 (20.2.9) 耐湿鏡 t=5 ステンレスフレーム付き</p> <p>8. 表示 (20.2.10) 衝突防止表示 ステンレス製 H1仕上げ Φ30程度 市販品 誘導標識 市販品 差名札 アクリル板</p> <p>9. 点検口 施工箇所 材 種 寸法 形式 天井 ※ アルミニウム製 ※ 450×450 ※ 目地タイプ 600×600 ※ 隠線タイプ 床 ※ アルミニウム製 ※ 450×450 ※ 一般型充填物 600×600 ※ 一般型充填物</p> <p>10. 視覚誘導用誘導ブロック 屋外 ※ コンクリート製 ※ 100角・150角</p>
材料名	定性分析	定量分析																																																																																																																								
	(試料数:)	(試料数:)																																																																																																																								
	(試料数:)	(試料数:)																																																																																																																								
適用名称	測定時期	測定場所(各施工箇所ごと)	測定点	室名等																																																																																																																						
測定1 処理作業前	処理作業室内(注1)	※2点	点																																																																																																																							
測定2	施工区画周辺又は敷地境界	※2点	点																																																																																																																							
測定3 処理作業中	処理作業室内(注1)	※2点	点																																																																																																																							
測定4	セキユリティゾーン入口(空気の流れを確認)	※1点	点																																																																																																																							
測定5	負圧・粉じん装置の排出出口(除じん装置の性能確認)	※1点	点																																																																																																																							
測定6	施工区画周辺又は敷地境界	※2点	点																																																																																																																							
測定7 処理作業後	処理作業室内	※2点	点																																																																																																																							
測定8 撤去前	施工区画周辺又は敷地境界	※2点	点																																																																																																																							
測定9 処理作業後	処理作業室内	※2点	点																																																																																																																							
測定10 撤去後		※2点	点																																																																																																																							
測定点	測定1	測定2	測定3	測定4	測定5																																																																																																																					
数計機器	位相差・分散顕微鏡																																																																																																																									
メンブレンフィルタの直径	25mm				47mm																																																																																																																					
試料の吸引流量	1 L/min	5 L/min			10 L/min																																																																																																																					
試料の吸引時間	5min	120min			240min																																																																																																																					
試料の透明化	アセトン固定-有機物炭化-屈折率浸透法																																																																																																																									
計数条件	総合倍率4.0倍、アスベスト繊維総数、通常5.0視野																																																																																																																									
計数アスベスト	幅3µm未満、長さ5µm以上、アスベクト比(長さ/幅)3以上																																																																																																																									
定量限界	5.0本/L	0.47本/L			0.3本/L																																																																																																																					
<p>宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 電話 022-211-326 FAX 022-211-3190</p> <p>宮城県土木部管理課</p>		<p>設計年月日 調査 設計</p>	<p>工事名称</p> <p>図面名称</p>	<p>全業 図面 No</p> <p>Scale</p>																																																																																																																						

14 総 揮 発 性 有 機 化 合 物 (T V O C) 測 定 仕 様 書	1. 一般事項	試料採取および測定は、厚生労働省の「室内空气中化学物質の採取方法及び測定方法」（以下「厚労省の測定方法」という。）の新築住宅の例に準拠して行う。																																																								
	2. 測定対象化学物質	測定対象化学物質は、下記4 1)．2)の区分に従い、表の①から⑨の14物質及びTVOOC又は表の⑩から⑬の9物質及びTVOOCとする。																																																								
	3. 測定方法	1) クロマトグラム上で「n-ヘキサン」から「n-ヘキサデカン」までの部分に検出される物質のピーク値を「トルエン」に換算した値をTVOOC濃度とする。 2) トルエン換算で 2.0 μg/m ³ 未満のピークは測定の対象としない。 3) 上位10ピークについて物質を特定して濃度の測定を行う。																																																								
		表 測定対象化学物質及び室内濃度指針値 <table border="1"> <thead> <tr> <th>化学物質名</th> <th colspan="2">室内濃度指針値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①ホルムアルデヒド</td> <td>100 μg/m³</td> <td>0.08 ppm</td> </tr> <tr> <td>②トルエン</td> <td>260 μg/m³</td> <td>0.07 ppm</td> </tr> <tr> <td>③キシレン</td> <td>870 μg/m³</td> <td>0.20 ppm</td> </tr> <tr> <td>④エチルベンゼン</td> <td>3,800 μg/m³</td> <td>0.88 ppm</td> </tr> <tr> <td>⑤スチレン</td> <td>220 μg/m³</td> <td>0.05 ppm</td> </tr> <tr> <td>⑥パージクロロベンゼン</td> <td>240 μg/m³</td> <td>0.04 ppm</td> </tr> <tr> <td>⑦テトラチカン</td> <td>330 μg/m³</td> <td>0.04 ppm</td> </tr> <tr> <td>⑧アセトアルデヒド</td> <td>48 μg/m³</td> <td>0.03 ppm</td> </tr> <tr> <td>⑨ノナール</td> <td>(暫定)41 μg/m³</td> <td>0.007 ppm</td> </tr> <tr> <td>⑩フタル酸ジ-n-ブチル</td> <td>220 μg/m³</td> <td>0.02 ppm</td> </tr> <tr> <td>⑪フタル酸ジ-n-エチルヘキシル</td> <td>120 μg/m³</td> <td>0.0076 ppm</td> </tr> <tr> <td>⑫ホルムアルデヒド</td> <td>1 μg/m³</td> <td>0.00007 ppm</td> </tr> <tr> <td>⑬ダイアジレン</td> <td>0.29 μg/m³</td> <td>0.00002 ppm</td> </tr> <tr> <td>⑭フェノール</td> <td>33 μg/m³</td> <td>0.0038 ppm</td> </tr> <tr> <td>⑮総揮発性有機化合物(TVOOC)</td> <td>400 μg/m³</td> <td>(暫定目標値)</td> </tr> </tbody> </table>	化学物質名	室内濃度指針値		①ホルムアルデヒド	100 μg/m ³	0.08 ppm	②トルエン	260 μg/m ³	0.07 ppm	③キシレン	870 μg/m ³	0.20 ppm	④エチルベンゼン	3,800 μg/m ³	0.88 ppm	⑤スチレン	220 μg/m ³	0.05 ppm	⑥パージクロロベンゼン	240 μg/m ³	0.04 ppm	⑦テトラチカン	330 μg/m ³	0.04 ppm	⑧アセトアルデヒド	48 μg/m ³	0.03 ppm	⑨ノナール	(暫定)41 μg/m ³	0.007 ppm	⑩フタル酸ジ-n-ブチル	220 μg/m ³	0.02 ppm	⑪フタル酸ジ-n-エチルヘキシル	120 μg/m ³	0.0076 ppm	⑫ホルムアルデヒド	1 μg/m ³	0.00007 ppm	⑬ダイアジレン	0.29 μg/m ³	0.00002 ppm	⑭フェノール	33 μg/m ³	0.0038 ppm	⑮総揮発性有機化合物(TVOOC)	400 μg/m ³	(暫定目標値)								
	化学物質名	室内濃度指針値																																																								
	①ホルムアルデヒド	100 μg/m ³	0.08 ppm																																																							
②トルエン	260 μg/m ³	0.07 ppm																																																								
③キシレン	870 μg/m ³	0.20 ppm																																																								
④エチルベンゼン	3,800 μg/m ³	0.88 ppm																																																								
⑤スチレン	220 μg/m ³	0.05 ppm																																																								
⑥パージクロロベンゼン	240 μg/m ³	0.04 ppm																																																								
⑦テトラチカン	330 μg/m ³	0.04 ppm																																																								
⑧アセトアルデヒド	48 μg/m ³	0.03 ppm																																																								
⑨ノナール	(暫定)41 μg/m ³	0.007 ppm																																																								
⑩フタル酸ジ-n-ブチル	220 μg/m ³	0.02 ppm																																																								
⑪フタル酸ジ-n-エチルヘキシル	120 μg/m ³	0.0076 ppm																																																								
⑫ホルムアルデヒド	1 μg/m ³	0.00007 ppm																																																								
⑬ダイアジレン	0.29 μg/m ³	0.00002 ppm																																																								
⑭フェノール	33 μg/m ³	0.0038 ppm																																																								
⑮総揮発性有機化合物(TVOOC)	400 μg/m ³	(暫定目標値)																																																								
4. 測定する室	1) 14物質及びTVOOC濃度を測定する室等 ・ 室名： 2) 9物質及びTVOOC濃度を測定する室 ・ 室名： ・ 屋外(周囲の建物から離れた場所1か所)																																																									
5. 測定結果等報告書の提出	次の事項を記載した報告書を2部提出する。 1) 測定結果(アセトアルデヒドについては、試料採取時の気温が20℃に満たない場合には、「厚労省の測定方法」に定める計算式で20℃、湿度50%に、ホルムアルデヒドについては25℃、湿度50%に補正した濃度を報告すること。)																																																									
6. その他	表の化学物質①から⑨のうち、いずれかの物質の濃度が室内濃度指針値を超える場合は、工事目的物の引渡しをしない。 TVOOCの測定の結果、暫定目標値を超える場合は、発生原因の究明及び汚染物質の発生を低減するための対策について、協議を行うこと。																																																									